

◇番号：202206

| | | | |
|----------------|--------------|--------------|-----------------|
| ◇研究機関名 | 駒澤大学 | ◇不正の種別 | 目的外使用 |
| ◇不正が行われた年度 | 平成 31（令和元）年度 | ◇最終報告書提出日 | 令和 5 年 1 月 12 日 |
| ◇不正に支出された研究費の額 | 3,960 円 | ◇不正に関与した研究者数 | 1 人 |

◇経緯・概要

【発覚の時期及び契機】

「駒澤大学公的研究費の適正な管理・運営に関する規程」に基づき、駒澤大学の研究費執行について内部監査による臨時監査を実施して再点検したところ、教員につき公的研究費の目的外使用が疑われたため、令和 4 年 5 月 26 日に理事長から学長へ報告した。

【調査に至った経緯等】

内部監査による臨時監査における指摘を踏まえ、最高管理責任者である学長の「調査を要する」との判断のもと、規程に基づき、調査の実施及び公的研究費調査委員会の設置が決定された。

◇調査

【調査体制】

学内委員4人、学外委員1人（弁護士）による調査委員会を設置した。

【調査内容】

・調査期間

令和 4 年 7 月 15 日～令和 4 年 11 月 19 日

・調査対象

調査対象者：当該教員

対象経費：当該教員が平成 30 年度～平成 31（令和元）年度に執行した科学研究費助成事業基盤研究（A）分担金に係るすべての支出のうち、内部監査室の臨時監査により、申請書類に添付された領収書の明細と実際に購入した品物の明細が異なることが確認された 5 件の申請に基づき支払われた物品費。

・調査方法

調査の方法は調査対象者及び学内関係者からのヒアリングや調査対象者及び学内関係者からの資料提供。

◇調査結果

【不正の種別】

目的外使用

【不正の具体的な内容】

・動機、背景、手法等

対象経費はいずれも立替払いの方法（一旦調査対象者が店舗に金銭を支払い、領収書を受領した後、同領収書に基づいて大学にその支払を求める方法）をとった物品費であり、本件は調査対象者が大学に申請した使用用途と、同申請の際に同人が添付した領収書の対象となっている物品に齟齬が生じ（以下「本件不一致」という。）実際の申請対象となった物品はいずれも上記分担金に係る研究（以下「本件研究」という。）には使用しない物品であった（調査対象者が第三者のために購入した物品である。）という事案である。本件不一致は、後述のとおり、調査対象者において物品購入の際の領収書及び明細書の管理が杜撰であったこと、また、物品費の申請にあたっては、研究の円滑かつ効率的な遂行という観点から、立替払いした 1,000 円未満の物品については検収が免除されており、かつ手書き部分がある明細も請求の際の証憑として認めていたことなどが背景となって以下の経緯・手法により発生

した。

ア 調査対象者は、第三者の依頼を受けて定期的に買物を行っていたところ（以下「買物代行」という。）、同買物代行に係る領収書を、自らが本件研究のために必要とする物品の購入に係る領収書と取り違え、前者の領収書を使用して、公的研究費に係る申請を行った。

イ 店舗から発行された領収書には明細書（商品名の記載があるもの）が一体の形で添付されていたが、調査対象者は、大学作成の手引きの内容を誤認し、領収書と明細書を切り離れたうえで、明細書部分は破棄し、領収書に自ら物品名を手書きで記入して申請をしていたところ、同時点で取違いが生じた（買物代行に係る領収書に本件研究のために購入したと主張する物品名を記入したうえで同領収書を添付して立替払いに係る精算の申請を行っていた。）。また、本件不一致が複数回生じているが、調査対象者は当該第三者に領収書を交付する際や、あるいは自らの手控えである購入記録を作成する際にも同不一致に気が付くことはなかった（同購入記録作成は、明細書を確認せず自らの記憶のみに基づいて行うこともあった。）

ウ 調査対象者が立替払いの方法をとった物品費のうち、大学への申請時に明細書（購入した物品名が分かるもの）が添付されていないものを抽出（17件が存在）し、大学は、それら各申請について、それぞれ領収書を発行した店舗に、当該領収書に対応する物品を照会等したが、その結果12件については店舗の閉店により照会ができない、あるいは、店舗にデータが存在しない（あるいは当該情報を見つけ出すことが困難である）などといった理由から回答が得られず、回答が得られたものが5件であった。その5件全てにおいて本件不一致が生じている。

・不正に支出された研究費等の種類、額及びその用途

| 資金の種別 | 不正使用額 | 不正が行われた年度 | 不正に関与した研究者数 |
|-----------|-------|-------------|-------------|
| 科学研究費助成事業 | 3,960 | 平成31（令和元）年度 | 1人 |
| 計 | 3,960 | | 1人（実人数※） |

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】

① 不正使用の有無

「駒澤大学公的研究費の適正な管理・運営に関する規程」2条第4項において、不正とは「故意若しくは重大な過失による公的研究費の他の用途への使用又は公的研究費の交付決定内容やこれに付した条件及びその他法令等に違反する行為」であると定義されている。

ア 「故意若しくは重大な過失」の存否

調査においては、調査対象者が本件不一致を故意により生じさせたとまで基礎づける確たる証拠を見出すには至らなかった。しかし、件数（及びその割合）が多いこと、どの物品の購入に対する領収書であるのか明細書を見ながら物品名を記入したうえで領収書と明細書を切り離すなどといった、容易に行いうる行為を行わなかった結果、高い発生頻度で不一致を発生させ、しかも繰り返し生じている本件不一致に気が付くことなく同様の管理を続け、実際に購入した物品の領収書・明細書の提出ができない状況に至っていることなど、その管理が杜撰であると評価せざるを得ないこと、本件研究費は公的資金であって、より慎重な対応が求められることを踏まえれば、調査対象者に重大な過失があったと認定せざるを得ない。

イ 公的研究費の「他の用途への使用」との評価の可否

調査対象者は、添付する領収書を取り違えただけで、申請通りの物品を本件研究のために購入した旨弁明をしているが、それらの購入を示す明細書等の提出もない。

したがって、結局、公的研究費以外の用途に使用した領収書を添付し、同領収書に基づいて公的研究費が支出されていることになるから、これは、公的研究費を他の用途（本件研究以外）

に使用したものと評価する。

以上を踏まえ、調査対象者において、不正使用があったものと認定する。

② 「私的流用」との評価の可否

一般に「私的流用」とは、自分の利益のために、故意にその使用目的の決まっている金員を、別の用途に使用することを指すものと解される。

本件においては、上述のとおり、公的研究費を本件研究以外の用途に使用したことは認められるものの、大学として当該使用が故意であると認定するには至らず、最終的に「重大な過失がある」との認定にとどまっている。

したがって、本件を「私的流用」と認定することはできない。

◇不正の発生要因と再発防止策

【発生要因】

① 検収の省略

平成30年度、平成31（令和元）年度においては、Web調達システムを導入し、物品の調達には原則当該Web調達システムの利用を推奨するとともに、原則事務部門による発注としていたが、研究者による直接発注を認める事由を定め、研究者自身による調達も認めていた。事務部門による発注の場合と、研究者自身による発注の場合のいずれにおいても、調達した書籍や物品は原則として事務部門（受付検収窓口）による検収を実施していたが、研究の円滑かつ効率的な遂行という観点から、検収対象を1品につき1,000円（税抜）以上と定め、1,000円（税抜）未満の物品については検収を免除していた。（なお同検収の省略は現在も同様である。）

② 明細提出の不徹底

上述のとおり、領収書に購入品目について記載がない場合は、レシートや明細の提出を求めており、その旨本件手引にも定めていたが、領収書発行を求めた際、レシートと引き換えとなる店舗もあるため領収書に手書きでも購入品目が記載されていた場合は購入店舗発行の明細の提出を求めていなかった。

【再発防止策】

① Web調達システムによる調達の徹底

令和4年度において、Web調達システムは3社に利用が広がっており、1,000円（税抜）未満の物品を含め、研究に必要な事務用品、電子機器類等の大半がWeb調達システムによる調達が可能である。

Web調達システムで申請したものは、事務部門が確認した後に発注され、調達したものはすべての物品が検収窓口へ納品され、検収スタッフによる検収後に研究者に引き渡す仕組みとなっており、不正の機会を発生させない仕組みとなっているため、Web調達システムで申請が可能なのは原則Web調達システムで購入することを学内において改めて徹底する。また、立替申請は、駒澤大学が定める直接発注可能事由に該当する場合のみとし、明確な立替理由がないものは立替申請不可とすることも改めて周知徹底する。

② 立替申請時の明細提出の徹底

やむを得ず立替払いで申請する場合は、必ず購入物品が印字された店舗発行の領収書（領収書に購入物品が印字されていない場合には、購入物品が印字されている明細を添付する）の提出を求める。明細が記載されていない領収書のみでの申請は不可とする。

但し、上述のとおり、領収書か明細（レシート）のいずれかしか受領できない店舗も存在することから、その場合には明細（レシート）のみでの申請も可能となるよう、本法人の経理規程の

文言修正を検討する。

手書きの領収書あるいは明細での申請は原則禁止とするが、古書店や個人店舗の領収書は手書きであることが多いため、その場合は1,000円（税抜）未満の物品であっても検収を受けることを条件に申請を認める。

◇その他（研究機関が行った措置）

今後、学内規程に則り厳正に対処する。また、駒澤大学としては調査対象者に対し、調査委員会が不正に使用したと認定した金額について返還させる措置を講ずる。

本件の公表状況

「公的研究費の不正使用について」 令和5年3月31日 駒澤大学ホームページに公表（氏名公表あり）